

令和7年度 第1回 鹿児島県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年7月28日（月）14時00分～15時07分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 3名
労働者代表委員 2名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- （1）最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
- （2）鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について
- （3）鹿児島県最低賃金の改正審議について
- （4）その他

5 議事要旨

- （1）公益委員より部会長及び部会長代理が選出された。
- （2）会議は、公開とすることが確認された。
- （3）議題（1）について、意見書等を提出した日本民主青年同盟鹿児島県委員会及び鹿児島県労働組合総連合から意見陳述が行われた。
- （4）議題（2）について、今後の日程等の確認が行われた。
 - 第2回 8月5日（火）10時～
 - 第3回 8月8日（金）10時～
 - 第4回 8月19日（火）10時～
 - 第5回 8月21日（木）10時～
- （5）議題（3）について、労働者代表委員、使用者代表委員より今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が表明され、意見交換が行われた。

労働者代表委員の主な主張は、

 - ① 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。その水準については、生存権を確保した上で労働の対価にふさわしいナショナルミニマムとして、公労使の三者構成原則のもと真摯な議論を積み重ねるべきである。
 - ② 今年度、鹿児島県においては1,000円を通過点にしなければならない。

現在の鹿児島県の最低賃金は 953 円で、月 173.8 時間働いても、月収で約 16.5 万円、年収で 200 万円にも届かない、いわゆるワーキングプアという水準にとどまっている。この収入では労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、生存権を確保した上で最低賃金法第 1 条が目的と掲げる労働者の生活の安定を図ることは困難な状況であり、生存権を確保しなければいけない。

- ③ 物価高対策として、コメ高騰を筆頭に、食料品や日用品、GS の価格が急激に上昇しており、生活費の負担が増加している。最低賃金の引き上げは、こうした物価上昇に対応するために必要であり、物価高が続くなかで、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい。今年の最低賃金引上げへの期待感はかつてなく高いと感じている。社会に向けて「私の賃金も上がる」という明確なメッセージを発信すべきである。

- ④ 地域間格差の是正も進めなければならない。

現在、鹿児島県では時給 953 円と全国で 3 番目に低い水準である。昨年を目安は A B C ランク一律「50 円」の目安額であったが、27 地方審議会において目安答申からの上乗せがあり、B・C ランクを中心に、目安を大幅に上回る金額改定が相次いだ。近年の実績を重く受け止めるべきであり、隣県や都市部への働き手の流出の一因になっていることから都市部との格差是正、また、ランク内の額差縮小にもこだわって取り組む必要がある。

鹿児島県において出生数は 9 千人を割り最少記録を更新続けている。鹿児島県は全国に先がけて人口減少・高齢化が進行している状況であり、特に新規学卒者の県外就職割合は約半数を占めるなど、県外への流出は地域の活力低下が懸念されている。

- ⑤ 企業の存在価値・意義そして社会的責任はどうあるべきか考えながら、離島をかかえている鹿児島の経済、県民生活を守る、魅力ある鹿児島を目指し審議していきたい。

使用者代表委員の主な主張は、

- ① 鹿児島県の最低賃金は、この 2 年間で一気に 100 円引上げられ、影響率は約 24%に達し、最低賃金の引上げを負担と感じる企業も増えてきている。
- ② 全体とすれば、景気は改善傾向にあること、物価高が続いており生活者の負担も増えていることなどを考慮すれば、「成長と分配の好循環の実現」に向けて最低賃金を引上げることの必要性は理解しており、引上げられる企業は積極的に対応すべきだと考える。
- ③ 近年の引上げペースは速すぎる上に、「原材料高」、「人手不足」などで体力が疲弊し、価格転嫁が進まず、賃上げの余力が乏しい企業も多々出てきている。
- ④ 政府は、2020 年代に全国平均 1500 円を目指すという方針を示したが、

民間の信用調査機関の全国調査によると「対応不可能」と答えた企業が約半数だったというアンケート結果もあり、今後の経営を不安視する声も多く聞かれる。

- ⑤ 最低賃金は、法が定める三要素「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の支払い能力」に基づき、決定されるものであるが、使用者側とすれば、特に企業の支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきであり、「賃金改定状況調査」の「第4表」を重視するとの基本的な考えに変わりはない。
- ⑥ 持続的に賃上げができる環境整備を一層進める必要がある。
- ⑦ 発効日については、10月にとられることなく、地域の実情を勘案した審議を尽くすべきである。
- ⑧ 事業者は、雇用の維持・確保という社会的責任も負っており、引上げ額は、他県の動向も勘案しながら、鹿児島県の経済状況にマッチした水準で決定すべきである。